

労働者派遣契約書

- ①派遣労働者の人数
- ②派遣労働者が従事する業務の内容
(令4条第1項に該当する業務である場合には、当該番号)
- ③派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位
- ④労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- ⑤労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- ⑥派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- ⑦安全及び衛生に関する事項
- ⑧派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情処理に関する事項
- ⑨派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- ⑩派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
- ⑪労働者派遣の役務の提供を受ける者が⑤の派遣就業をする日以外の日派遣就業をさせることができ、又は⑥の派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数
- ⑫派遣元事業主及び派遣先との間で、派遣先が当該派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であって現に派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与、教育訓練その他の派遣労働者の福祉の増進のために便宜を供与する旨の定めをした場合には、当該便宜供与の内容及び方法
- ⑬労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、労働者派遣をする事業主に対し、あらかじめその旨を通知すること、手数料を支払うことその他の労働者派遣の終了後に労働者派遣契約の当事者間の紛争を防止するために講ずる措置
- ⑭派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の派遣労働者に限るか否かの別
- ⑮労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
(紹介予定派遣の場合のみ)
- ⑯派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項
(派遣可能期間の制限を受けない業務である場合のみ)

※赤字については、平成27年9月30日施行の改正により新たに追加された項目

労働者派遣契約書【記載例】

〇〇〇〇株式会社（派遣先）と□□□□株式会社（派遣元）（派*-*-*****）とは、次のとおり労働者派遣契約を締結する。

- 派遣先事業所名 〇〇〇〇株式会社本社
- 派遣先事業所の所在地
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 ○ビル2階
TEL 06-6949-*****
- 業務内容 営業課内における事務補助、電話応対、郵便物の仕分・発送の業務
- 就業場所 〇〇〇〇株式会社本社 国内マーケティング部営業課総務係
(〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 ○ビル5階
TEL 06-4790-*****)

5 組織単位 国内マーケティング部営業課（国内マーケティング部営業課長）

- 指揮命令者 国内マーケティング部営業課総務係長 ☆☆☆☆☆
- 派遣期間 平成27年10月1日から平成28年9月30日まで
- 就業日 月・火・水・木・金（ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、夏季休業（8月13日から8月16日）を除く。）
- 就業時間 9時から18時まで
- 休憩時間 12時から13時まで
- 安全及び衛生

派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

12 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

派遣先 営業課総務係主任 ◇◇◇◇◇ TEL06-4790-*****

派遣元 派遣事業運営主任 ※※※※※ TEL06-7660-*****

(2) 苦情処理の方法、連携体制等

- 派遣元における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者の◎◎◎◎◎へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- 派遣先における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者の●●●●●へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

13 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、派遣元の同意を得ることはもとより、あらかじめ相当期間の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について損害の賠償を行わなければならないこととする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

14 派遣元責任者 派遣事業運営係長 ○○○○○ TEL06-7660-****

15 派遣先責任者 総務部秘書課人事係長 ●●●●● TEL06-6949-****

16 派遣就業日外労働

8の就業日以外の労働は、1ヵ月に2日の範囲で命じることができるものとする。

17 時間外労働

9の就業時間外の労働は1日4時間、1ヵ月45時間、1年360時間の範囲で命じることができるものとする。

18 派遣人数 2名

19 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与

派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える給食施設、休憩室、及び更衣室については、本契約書に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるよう配慮しなければならないこととする。

20 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用することを希望する場合には、派遣先は派遣元へその旨を通知することとし、派遣元が職業紹介を行うこととする。職業紹介により当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には手数料として、派遣先は派遣元に対して、支払われた賃金額の△△分の▲▲に相当する額を支払うものとする。

※ 紛争防止措置に関する事項において紹介手数料を受けない場合の記載例

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用することを希望する場合には、派遣先は派遣元へその旨を通知することとする。なお派遣元は職業紹介事業の許可を受けていないことから、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合においても、派遣先は派遣元に対して手数料を支払わないものとする。

21 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

※ 書面によっては、事例により適正とはならない場合が生じますので、これら参考例は参考にとどめ、実際に作成する際には、法令、施行規則、業務取扱要領等をご参考の上作成願います。

※ 平成27年改正法による追加事項については、太字にて表記しています。